

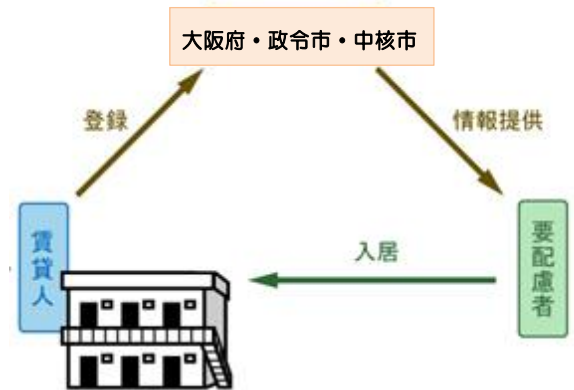
サービス付き高齢者向け住宅運営事業者のみなさまへ

「あんぜん・あんしん賃貸住宅」登録のお願い (住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)

大阪府では、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない「あんぜん・あんしん賃貸住宅」の登録と府民への登録住宅の情報提供を行ってきました。

平成29年10月に、国において住宅セーフティネット法が改正施行され、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」登録制度が創設されたことから、今後は本制度に基づき、政令市や中核市との連携により登録促進を図っていきます。

登録住宅のバリアフリー化や耐震化などの改修に対して国の支援があり、登録された住宅は、ホームページなどで広く情報提供しますので、賃貸住宅の家主の方は、是非登録をお願いします。



要配慮者の入居を拒まない住宅（登録住宅）

登録基準

以下の基準を満たし、住宅確保要配慮者を受け入れる住宅

- ・耐震性能のあるもの
- ・住戸面積が18㎡以上のもの
- ・台所、水洗便所、収納設備、浴室を備えたもの
- ・家賃が近隣と比べ、適正に定められているもの



台所などを共用しているサ高住などは住戸面積をさらに緩和しています

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31278/00000000/kijunn1.pdf>

国の補助制度

住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合に改修費の補助制度が利用できます。

- ・専用住宅の整備に係る改修工事に要する費用の1/3以内の額（補助限度額：50万円/戸）
 - ・耐震改修工事又は間取り変更工事を実施する場合、補助限度額100万円/戸
- 詳しくは、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を検索

<http://snj-sw.jp/>



※住宅確保要配慮者とは

低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子育て世帯（妊婦がいる世帯も含む）・外国人・中国残留邦人・児童虐待を受けた者・ハンセン病療養施設入所者・DV被害者・拉致被害者・犯罪被害者・生活困窮者・矯正施設退所者、海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被害者・戦傷病者・児童養護施設退所者・LGBTをはじめとする性的マイノリティ・UIJターンによる転入者・

これらの者に対して必要な生活支援等を行う者

登録手続き

○手続き方法

住宅を登録する際は、システム上で申請を行うことができ、下記の「セーフティネット住宅情報提供システム」より登録する住宅情報の入力と必要な書類の添付を行ってください。必要な添付書類は、各登録申請窓口に事前に確認をしてください。

登録された住宅は、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」および「セーフティネット住宅情報提供システム」で閲覧が可能です。



セーフティネット住宅
情報提供システム

詳しくは、「セーフティネット住宅情報提供システム」を検索

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



○登録申請窓口

所在地により申請先は、大阪府・大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市・八尾市・寝屋川市となります。詳しい相談・申請先は、下記のホームページで確認してください。

(登録に関する問い合わせ先) http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/desk_list.php



あんぜん・あんしん賃貸住宅検索システム

従来のあんぜん・あんしん賃貸住宅や公的賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅など様々な住宅情報が検索できます。

住宅の検索以外に各市町村の地域包括支援センターなどの相談先の検索が行えるほか、住まい探しの相談に応じていただける、宅建事業者（協力店）の検索も行えます。

今後、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」登録制度でご登録いただいた住宅についても検索できるように、随時更新していく予定です。

詳しくは、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を検索

<http://sumaiosaka-anshin.com/>



大阪府

大阪府住宅まちづくり部都市居住課（「Osaka あんしん住まい推進協議会」事務局）
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎27階
電話:06-6210-9707 FAX:06-6210-9712

